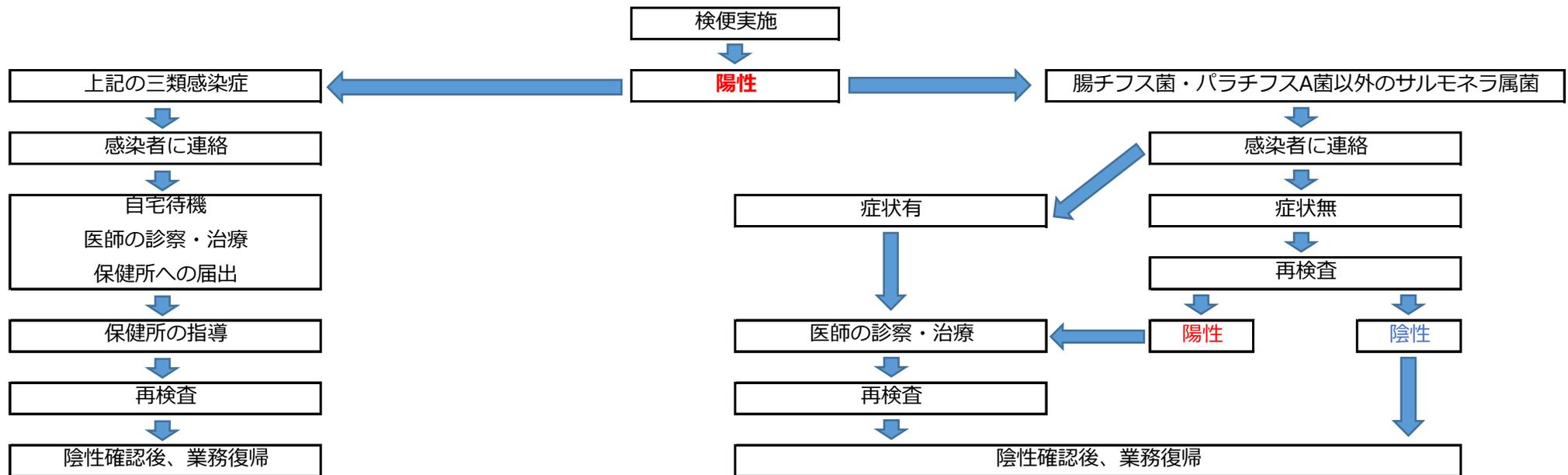


○検便検査（赤痢菌・サルモネラ属菌【腸チフス菌、パラチフスA菌含む】・腸管出血性大腸菌【O157など】）陽性時の対応例

項目について

三類感染症 (届出義務)	赤痢菌	※O2群、O9群が検出された場合、直ちに腸チフス菌、パラチフスA菌というわけではない。 同定検査を実施し確定する。
	腸チフス菌（サルモネラ属菌O9群に属する※）	
	パラチフスA菌（サルモネラ属菌O2群に属する※）	
法的規制なし	腸管出血性大腸菌（O157など）	
	腸チフス菌、パラチフスA菌以外のサルモネラ属菌	

赤痢菌・腸チフス菌・パラチフスA菌・腸管出血性大腸菌が検出された場合、法律上の三類感染症となり、医師の届出が必要となります。  
腸チフス菌、パラチフスA菌以外のサルモネラの場合、三類感染症ではありませんが、食中毒の原因となる恐れがあるので、自主的な調理業務停止と再検査により陰性が確認されるまで業務復帰をしないことが推奨されます。



※上記対応方法は一例となります。